

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉格納容器圧力抑制室水位記録計点検において、記録計デジタル表示部に故障を示すエラー表示が認められたため、当該部品を交換	D	
2	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（F）差圧変換器点検において、検出元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（E）出口圧力指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
4	3号機	取水設備スクリーン洗浄水渦巻ストレーナ（B）出口圧力指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
5	4号機	コントロール建屋地階電気品室換気空調系局所空調機用温度スイッチ点検において、計器カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
6	4号機	原子炉建屋4階ほう酸水注入系ポンプ室天井のひびより水の滴下（1滴/約2分、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理及び対応検討	C	
7	5号機	復水脱塩装置脱塩搭（6）出口導電率検出器交換において、検出器元弁にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
8	5号機	可燃性ガス濃度制御系系統入口ガス流量指示計付き調整器（A・B）点検において、計器精度外れ（A）及びデジタル値表示不良（B）が認められたため、当該計器（2台）を修理	D	
9	5号機	サービス建屋中地階天井部の污水配管より水のリーク（約800cc、汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
10	5号機	タービン建屋地階電動機駆動原子炉給水ポンプエリア換気空調系局所空調機（18・19）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃又は交換	D	
11	5号機	サービス建屋2階計算機室換気空調系空調機（9）にVベルトの緩み（2本中1本）が認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
12	6号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ出口復水貯蔵タンク連絡弁空気駆動部点検において、駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器ベント弁空気駆動部点検において、駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系（B）ポンプ室換気空調系局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃又は交換	D	
15	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系（A）ポンプ室換気空調系局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃又は交換	D	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）ボール循環ポンプ出口圧力計検出配管より海水のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで